

令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料

第2号議案 令和5年度長崎市一般会計補正予算（第13号）

目次

	説明書記載頁
【2款 総務費 1項 総務管理費】	
23目 諸費	
児童福祉費返還金	P2~5 (P 28~29)
【3款 民生費 2項 児童福祉費】	
1目 児童福祉総務費	
【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間認定こども園 (3.2.1) . . .	P6~7 (P 48~49)
【単独】児童福祉等設備整備事業費 あぐりの丘 (3.2.1)	P8~9 (P 48~49)
2目 児童措置費	
民間保育所等施設型給付費・地域型保育給付費 (3.2.2)	P10~13 (P 30~31)

こども部
令和6年2月

予算説明書

事業名

補正額

ページ 款 項 目 番号

千円

28～29

2
総務費

1
総務管理費

2,3
諸費

1-1

児童福祉費返還金

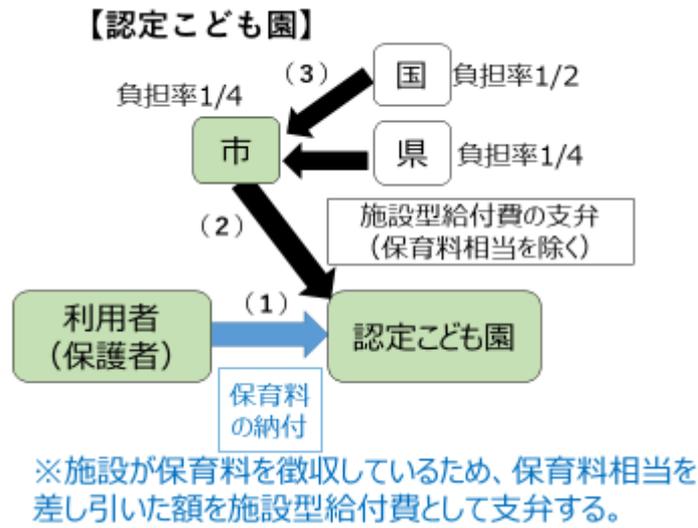
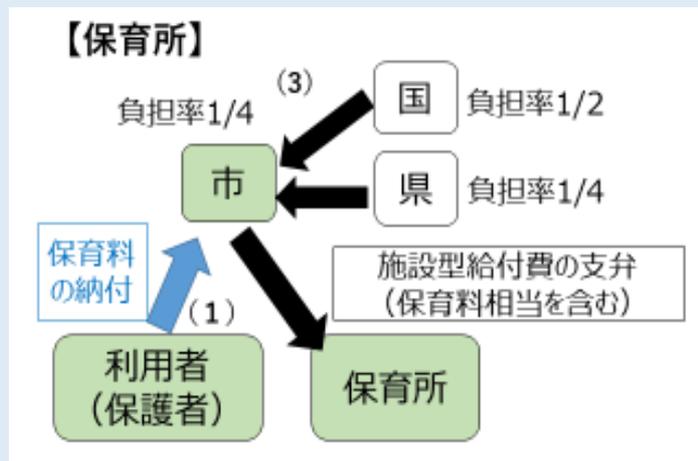
184

1 概要

入所管理システムを保守管理している日本電気株式会社（以下「NEC」という。）から、きょうだい児が同時入所する場合の保育料半額適用について、国の取り扱いとしては、先に第二子が在籍し、その後に第一子が月途中で入所する場合は、第二子の保育料半額はその翌月からの適用となるところ、入所月からの保育料半額適用とするといった誤った算定プログラムとなっていたため、本来の保育料よりも低い額で徴収している世帯があるとの報告を受けた。

これに伴い、（１）過小徴収していた分の保育料を対象者から追加徴収すること。（２）認定こども園へ支払う施設型給付費を本来よりも過大に支出した分について、該当施設へ返還を求めること。（３）国及び県から、今回の対象分で負担金を多く受け入れていたことから、これを返還すること。この３点について対応するもの。

【参考：保育料徴収方法のイメージ】



1 概要

・対象者一覧表

本来徴収すべきであった保育料は、全体で合計301,630円（17名）であるが、時効適用の結果165,680円（9名）となる。

	対象者	年度	対象月	区分	通常の月額保育料 (A)	第2子半額 適用時保育料 ※コロナ減免を 考えない場合 (B) = (A)/2	第2子半額 適用時保育料 ※コロナ減免を 考慮した場合	現在徴収す べき保育料	時効	兄弟順位	
	1	A	H27	7	保育所	33,300	16,650	16,650	0	時効	2
	2	B	H28	5	保育所	16,000	8,000	8,000	0	時効	2
	3	C	H28	5	保育所	47,000	23,500	23,500	0	時効	2
	4	D	H28	9	認可	51,000	25,500	25,500	0	時効	2
	5	E	H28	9	保育所	16,000	8,000	8,000	0	時効	2
	6	F	H28	2	認可	24,000	12,000	12,000	0	時効	2
	7	G	H28	1	認可	42,300	21,150	21,150	0	時効	2
	8	H	H29	5	認可	42,300	21,150	21,150	0	時効	2
※	9	I	H31	4	保育所	42,300	21,150	21,150	21,150		2
	10	J	R2	5	保育所	47,000	23,500	19,740	19,740		2
	11	K	R2	6	認可	21,600	10,800	10,800	10,800		2
	12	L	R2	4	認可	33,300	16,650	9,320	9,320		2
	13	M	R3	4	保育所	47,000	23,500	23,500	23,500		2
	14	N	R3	6	認可	33,300	16,650	16,650	16,650		2
	15	O	R3	1	保育所	37,000	18,500	17,020	17,020		2
	16	P	R3	12	保育所	37,000	18,500	18,500	18,500		2
	17	Q	R3	10	認可	58,000	29,000	29,000	29,000		2
	合計				628,400	314,200	301,630	165,680			

○保育料の時効については、保育所分（強制徴収公債権）は5年であり、認定こども園分（私債権）は、令和2年4月の民法改正前は2年間（令和2年4月以降は10年間に改正されている）であったため、上記の表の対象者A～Hに関しては時効となる。

※対象者Iについては、保護者に連絡した際に、第一子の入所日の入力誤りが判明し、保育料を追加徴収する必要がなくなったことから、徴収すべき保育料は、165,680円（9名）から144,530円（8名）となる。

1 概要

(1) 対象者から追加徴収する保育料 165,680円 (修正後：144,530円)

ア 保育所分99,910円(5名分)は、市が対象者に請求する。(修正後：78,760円(4名分))

イ 認定こども園分65,770円(4名分)は、認定こども園が対象者に請求する。

(2) 対象施設における施設型給付費の返還額 65,770円

認定こども園は、保育料の追加徴収に伴い、施設型給付費を多く受けとったこととなるため、認定こども園から市に施設型給付費の過払分を返還してもらう。(4施設)

なお、保育所については、市が徴収した保育料と公費負担額を合わせた額を委託費として一施設に支払うため、市が保護者から保育料を追加で徴収することで、委託費の増減がないことから、保育所から市への返還はない。

(3) 補正額(施設型給付費の国・県への返還額) 183,327円 (修正後：160,008円)

市は、保育料の追加徴収及び認定こども園からの施設型給付費の返還に伴い、国及び県から交付金を多く受け取ったこととなるため、市から国及び県に対し交付金を返還するもの。

年度	国費			県費			(単位：円) 合計 (国費+県費)
	保育所	認定こども園	合計	保育所	認定こども園	合計	
※H31	16,588 (0)	0	16,588 (0)	6,731 (0)	0	6,731 (0)	23,319 (0)
R2	15,948	15,397	31,345	6,057	5,846	11,903	43,248
R3	42,776	42,684	85,460	15,667	15,633	31,300	116,760
合計	75,312 (58,724)	58,081	133,393 (116,805)	28,455 (21,724)	21,479	49,934 (43,203)	183,327 (160,008)

注：()は、修正後の金額

※平成31年度分については、国・県への返還が生じないため、不用額(23,319円)とする。

2 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 184	千円 -	千円 -	千円 -	千円 165	千円 19

※民間保育所運営費【市徴収保育料】：100千円

民間保育所等施設型給付費戻入金【認定こども園施設型給付費返還分】：65千円

3 参考

施設型給付費の負担内訳

公定価格※	施設型給付費 (公費負担)	国負担	
		県負担	
		市負担	
利用者 負担額	国基準 保育料	負担額軽減 (市負担)	
		市基準 保育料	

※国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許額
ページ	款	項	目		
48～49	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	【補助】児童福祉等施設整備事業費 補助金 民間認定こども園	千円 273,717

1 事業概要

令和5年度当初予算及び6月補正予算に計上していた深堀こころこども園改築工事に伴う費用を助成する補助金273,717千円について、年度内に工事が完了しない見込みであるため全額繰り越すもの。

施設名 【設置主体】	整備内容	建築年	令和5年度末 達成率
		構造	
		延床面積	
深堀こころこども園 【(学)円成寺学園】	改築	昭和47年(築51年)	変更前 100% ↓ 変更後 95%
		木(一部鉄骨)造	
		1,087.11㎡	

2 繰越事由

全国的な資材の供給不足等により、改築工事が年度内に完了しない見込みであるため。

3 スケジュール

変更前 着工:令和5年2月、竣工:令和6年3月

変更後 着工:令和5年2月、竣工:未定

※資材入手後、建築工事10日程度、解体工事2ヶ月を要する見込み

4 財源内訳

金額		財源内訳				
		国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
6月補正後 予算現額	千円 466,120	千円 310,747	千円 —	千円 142,500	千円 —	千円 12,873
支出予定額	192,403	128,269	—	51,300	—	12,834
繰越明許額	273,717	182,478	—	91,200	—	39

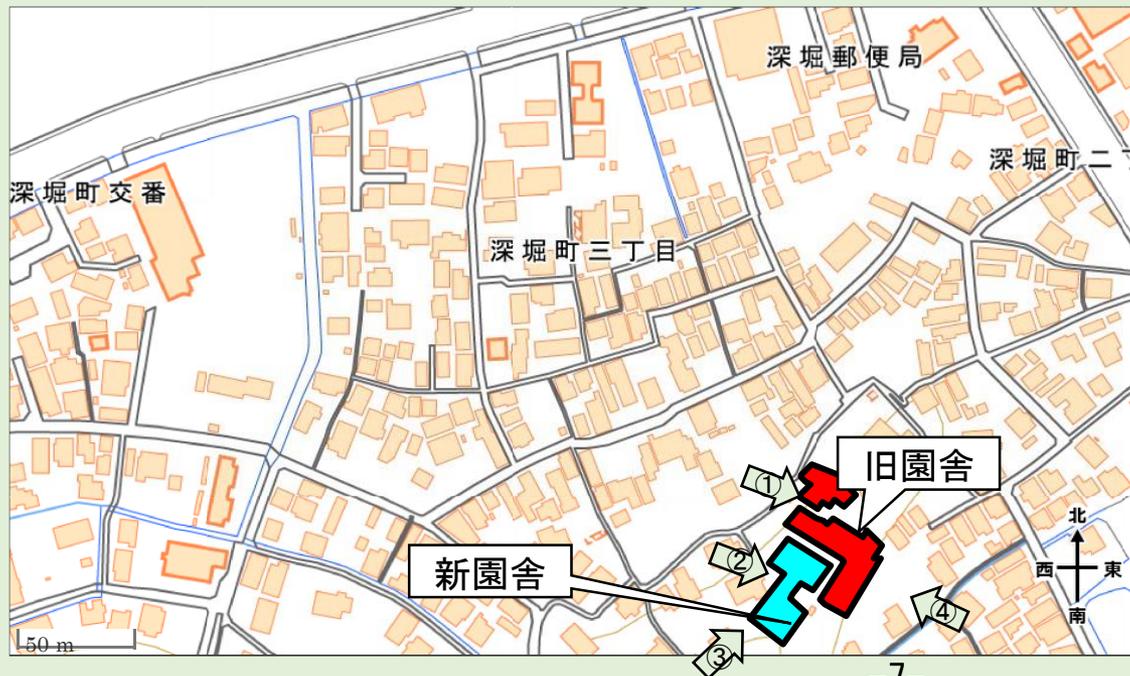
※1 就学前教育・保育施設整備交付金

※2 【支出予定額】社会福祉施設整備事業債 充当率80%(交付税措置率 —%)

【繰越明許額】防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 充当率100%(交付税措置率 50%)

5 位置図等

深堀こころこども園 (深堀町3丁目68番地)



①



②



③



④



予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許額
ページ	款	項	目		
48～49	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	【単独】児童福祉等設備整備事業費 あぐりの丘	千円 4,890

1 事業概要

老朽化した農業用機械等を更新し、円滑に業務を行える環境を整えることで、あぐりの丘の適正な管理運営につなげる。

令和5年6月補正予算にて右記の機械の購入費を計上したが、このうちトラクター及び軽トラックに係る予算を繰り越すもの。

機械	用途	金額
トラクター	花畑等の耕運など	3,368千円
軽トラック	園内の維持管理など	1,522千円
ホイルローダー	飼育動物の糞尿の運搬など	5,445千円

(参考)ホイルローダーについてはR5年10月に契約締結済み。

2 繰越事由

あぐりの丘の機械の調達に際し、半導体不足等により、車両の納品が年度内に完了しない見込みであるため。

【現状】

・トラクター及び軽トラック R6.2.7実施の入札で業者決定 → 契約締結済み → 納期R6.3.28(※現時点では繰越なしで対応予定)

3 財源内訳

金額		財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
予算現額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	10,335	—	—	7,400	—	2,935
支出予定額	5,445	—	—	4,000	—	1,445
繰越明許額	4,890	—	—	3,400	—	1,490

※ 一般単独事業債 充当率75%

(参考1) トラクター

取得日 2001 (平成13) 年4月1日 (約22年経過)

①ロータリー 上下不具合



③ロータリー
フォロの劣化



②爪の回転が不安定



(参考2) 軽トラック

取得日 2001 (平成13) 年11月 (約22年経過)

走行距離 約168,000km



エンジン内部の燃焼室へオイルが漏れだして燃焼する「オイル上がり」の症状が出ており、月1回1ℓ程度補充を行っている状態。

※軽バンタイプの車両を使用しているが、園全体の業務に汎用性が高いウイング幌付の軽トラックタイプを購入予定

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
30～31	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費	千円 404,896
				1-2	地域型保育給付費	▲1,545

1 現状と課題

【現状】

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準」(平成27年内閣府告示第49号)によって定められた公定価格(国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価)をもとに、民間保育所等に対して施設型給付費等を毎月支弁している。

【課題】

令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえて、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(こども家庭庁告示第15号)が令和5年12月6日付で告示されたことに伴い、令和5年4月に遡って引き上げられたため、公定価格の増額改定分について予算が不足見込みである。

一方で、当初予算編成時に比べ、入所児童数の減少や加算の取得状況等に変更が生じている。

2 対応方針

- (1) 令和5年12月6日付で告示された令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえて増額改定された公定価格を反映させる。
- (2) 入所児童数の減少見込み及び各種加算の取得状況を予算額に反映させる。

3 事業概要

(1) 公定価格の改定に伴う増額

令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえて改定された公定価格の増額(人件費: +5.2%程度)に伴い増額補正するもの。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる

② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

※ 令和5年度の保育士の人件費(国) 384万円→404万円(+20万円)

【単位：千円、人】

施設種別		公定価格改定反映後		公定価格改定反映前		差	
		見込額 (A)	児童数 (B)	見込額 (C)	児童数 (D)	見込額 (A-C)	児童数 (B-D)
特定教育・保育 施設	保育所	7,659,123	64,448	7,376,760	64,448	282,363	0
	認定こども園	7,056,100	70,964	6,787,899	70,964	268,201	0
	幼稚園	607,193	7,813	587,590	7,813	19,603	0
	小計	15,322,416	143,225	14,752,249	143,225	570,167	0
特定地域型保育 事業所	小規模保育事業所	24,719	125	23,914	125	805	0
合計		15,347,135	143,350	14,776,163	143,350	570,972	0

3 事業概要

(2) 入所児童数の減少等に伴う減額

入所児童数(R5.12.1現在)の減少等に伴い減額補正するもの。

【単位：千円、人】

施設種別		当初予算		公定価格改定反映前		差	
		予算額 (C)	児童数 (D)	見込額 (A)	児童数 (B)	予算額 (C-A)	児童数 (D-B)
特定教育・保育 施設	保育所	7,480,690	67,894	7,376,760	64,448	▲103,930	▲3,446
	認定こども園	6,769,769	75,047	6,787,899	70,964	18,130	▲4,083
	幼稚園	667,061	9,570	587,590	7,813	▲79,471	▲1,757
	小計	14,917,520	152,511	14,752,249	143,225	▲165,271	▲9,286
特定地域型保育 事業所	小規模保育事業所	26,264	84	23,914	125	▲2,350	41
合計		14,943,784	152,595	14,776,163	143,350	▲167,621	▲9,245

(3) 補正額((1)+(2))

【単位：千円】

施設種別		対象施設	(1) 公定価格の改定に 伴う増額分	(2) 入所児童数の減少 等に伴う減額分	補正額 (1) + (2)
特定教育・保育 施設	保育所	70	282,363	▲103,930	178,433
	認定こども園	51	268,201	18,130	286,331
	幼稚園	10	19,603	▲79,471	▲59,868
	小計	131	570,167	▲165,271	404,896
特定地域型保育 事業所	小規模保育事業所	1	805	▲2,350	▲1,545
合計		132	570,972	▲167,621	403,351

4 財源内訳

事業名	事業費	財源内訳				
		国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
民間保育所等 施設型給付費	千円 404,896	千円 231,032	千円 71,086	千円 -	千円 2,630	千円 100,148
地域型保育給 付費	千円 ▲1,545	千円 ▲448	千円 ▲639	千円 -	千円 -	千円 ▲458

※1 子どものための教育・保育給付交付金

1号認定こども:基礎額(事業費×74.4%)×1/2

2号認定こども:事業費×1/2

3号認定こども:事業費×58.23%

※2 子どものための教育・保育給付費県費負担金

1号認定こども:全国統一分 基礎額(事業費×74.4%)×1/4

2号認定こども:事業費×1/4

3号認定こども:事業費×20.885%

長崎県施設型給付費等事業費補助金

1号認定こども:地方単独分 基礎額(事業費-基礎額(事業費×74.4%))×1/2

※3 利用者負担額(保育料)

(参考)

認定種別		定義
教育利用	1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。
保育利用	2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。
	3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。